

令和5年第6回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和5年8月29日(火)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言13時00分 閉会宣言13時29分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	野呂田成人	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。

無し

6. 遅刻者は次のとおりです。

無し

7. 早退者は次のとおりです。

無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	熊谷雄二	生涯学習課主幹	藤森宏樹
学校教育グループ 主査	阿部由美子	学校教育グループ 主査	中川広樹
社会教育グループ 総括主査	今西海渡	教育支援専門員	渋谷高広

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第19号	令和6年度から使用する小学校教科用図書及び特別支援学級教科用図書の採択について
議案第20号	令和4年度清里町教育委員会点検・評価報告書について
議案第21号	令和5年度「全国学力・学習状況調査」調査結果の取り扱いについて

10. 議事の経過

別紙

## 第6回清里町教育委員会会議 議事録

令和5年8月29日(火)

議長	<p>ただいまから、令和5年 第6回 清里町教育委員会会議を開催致します。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、福田委員 と 高見委員 を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 議案第19号 令和6年度から使用する小学校教科用図書及び特別支援学級教科用図書の採択について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第19号「令和6年度から使用する小学校教科用図書及び特別支援学級教科用図書の採択について」の提案理由の説明を致します。</p> <p>教科用図書の採択につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によりまして、清里町において令和6年度から使用する小学校教科用図書及び特別支援学級用図書の採択について、教育委員会の議決を求めるものでございます。</p> <p>採択地区市町村教育委員会では、都道府県教育委員会からの指導等を受けまして、各教科書の内容を調査・研究し、選定委員会を経て、1教科につき1種類の教科書を採択致します。</p> <p>採択地区の設定につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条で、都道府県教育委員会が採択地区を設定することになっております。</p> <p>本町につきましては、オホーツク管内の市町村で構成する第9地区教科用図書採択教育委員会協議会に所属をしております。</p> <p>教科用図書の採択につきましては、法律第13条の4項に基づきまして、採択地区が2以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、地区内で同じ教科書を採択しなければならないと定められております。</p> <p>また、同法第14条において、政令で定める期間として、原則4年間は、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択することと定められており、小学校では令和元年度に採択された教科書を令和2年度から令和5年度まで使用してございます。今般、令和6年度から令和9年度まで新たに使用する教科書を採択するものでございます。</p> <p>それでは、議案書をおめくりいただき、別紙をご覧ください。</p> <p>令和6年度から使用する教科用図書について、小学校教科用図書の教科毎の発行者を記載してございます。</p> <p>次のページが小・中学校特別支援学級教科用図書として使用するものと</p>

	<p>して、追加して採択する図書です。</p> <p>それぞれ、教科名の下に発行者名を略称で記載してございます。</p> <p>清里町を含みます第9地区におきましては、記載の図書が採択されておりますので、本町におきましても同様に、小学校については、新たに採択し、小中学校の特別支援学級については昨年度まで採択されていた図書に新たに選定した図書を加えたものについて、採択するものでございます。</p> <p>以上で、議案第19号の提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。 議案第19号 令和6年度から使用する小学校教科用図書及び特別支援学級教科用図書の採択について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第19号 令和6年度から使用する小学校教科用図書及び特別支援学級教科用図書の採択について は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第20号 令和4年度清里町教育委員会点検・評価報告書について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第20号「令和4年度清里町教育委員会点検・評価報告書について」の提案理由のご説明を致します。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限の属する事務の管理及び執行の状況に関する点検報告書を作成し、議会に提出し、公表することと定められております。今般、令和4年度 清里町教育委員会点検・評価報告書を作成しましたので、教育委員会議にお諮りをするものでございます。</p> <p>それでは、別冊の令和4年度清里町教育委員会点検・評価報告書に基づきまして、ご説明致します。</p> <p>1 ページの1、はじめにの(1)は本報告書の趣旨でございます。教育行政の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果を議会に提出し公表することが義務付けられていることから、報告書を作成し、公表するという内容でございます。</p> <p>(2) 点検評価の対象は、令和4年度清里町教育行政執行方針に掲げている主な事業について点検・評価を行うものでございます。</p> <p>(3) 点検・評価の流れにつきましては、「教育委員会会議の活動状況」等について点検するとともに、令和4年度清里町教育行政執行方針に掲げられた主な事業について点検・評価を行い、その結果について、客観</p>

性を確保するために学識を有する者からの意見を聴取してございます。

なお、1ページの下の方の四角の枠内に根拠となる法律の抜粋を掲載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

2ページからは教育委員会の活動状況でございます。2の(1)教育委員会会議の開催状況及び審議状況につきましては、記載の4月21日から4ページの3月7日まで教育委員会会議が延べ計8回、教育委員会協議会が延べ計9回開催されております。

4ページの(2)につきましては、教育委員会会議の項目別の点検でございます。項目ごとの件数をまとめてございます。

付議された案件のうち、報告事項を除きまして、件数が最も多かったのは、③規則その他規程の制定及び改廃に関するものがそれぞれ11件、そして④教育予算、その他の議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関するものが5件、⑦法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)に関するものが4件となっております。令和2年度に策定されました、清里町教育推進計画、第9次清里町社会教育中期計画に基づき主要施策を進めてまいりました。また、高校支援等に関する案件、新型コロナウイルス感染症に係る課題等の案件が多くありまして、各教育委員の活発な討議、意見交換が行われてございます。

5ページの(3)は、教育委員の皆様、教育委員会会議及び協議会以外の活動状況でございます。7月7日に開催されました、令和4年度オホーツク管内教育委員会協議会総会をはじめとした、記載の行事等に出席をいただいているところでございます。

(4)は、教育委員会関連委員会の活動状況を記載しておりまして、①清里町社会教育委員兼生涯学習総合センター運営審議会が5回、②スポーツ推進委員会は会議開催が6回、事業実施につきましては、斜里岳ロードレース大会につきましては、直前でコロナの関係で中止となりましたが、わんぱくジュニアクラブ、スポーツフェスティバル、自治会対抗ミニバレーボール大会等、を実施してございます。③教育支援委員会が1回、④総合教育会議が1回、⑤学校運営協議会が2回開催される等の活動を行ってございます。

7ページ、3「令和4年度清里町教育行政執行方針」に基づく事業の内容・成果、さらに事業の点検結果について記載してございます。

(1)の総評に記載のとおり、令和4年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応影響により一部中止せざるを得ない事業がございました。

(2)の事業の点検につきましては、7ページから12ページまでが学校教育の推進について記載をしております。①幼児教育の振興が7ページ、②小中学校教育の充実が8ページから11ページ、③高等学校教育の振興について12ページで、事業ごとに目的、取組実績、成果等を記載してございます。

13ページからは社会教育の推進についてでございます。社会教育・学びの推進目標『多様性を認め合い、つながりと生きる力を育む学びの充実』を展開していくための事業が、清里子ども塾実行委員会から21ページ各種大会・指導者養成研修への参加支援まで延べ16事業、22ページの社会体育・運動の推進目標である『誰もが健やかで豊かな生涯

を育むスポーツの推進』を展開するための事業が、さわやか健康講座から27ページのスポーツ合宿等誘致支援事業（東京大学陸上運動部）まで、合せまして延べ10事業、28ページの『郷土愛を育み、生きがいと豊かな暮らしを創造する文化活動の推進』を展開するための事業が、まちかどギャラリー作品展から32ページの学校図書館担当者等との情報交換まで延べ16事業、33ページ学習環境の推進目標『学びを促す快適な学習環境の整備』を展開していくための事業、郷土資料館の管理運営から35ページの社会教育施設の修繕・改修まで延べ7事業となっております。項目ごとに趣旨、内容、評価を記載しておりますが、項目ごとの説明は省略させていただきます。

36ページからは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づく外部評価と致しまして、8月18日に元清里高等学校校長の藤森忠雄氏へ意見を聴取し、総合評価をいただいた内容を記載しております。

(3) 主な意見と致しましては、①教育委員会活動については、「教育行政を取り巻く環境の変化に対応し、教育予算の執行、規則・規定等の制定や改廃について迅速に審議され、その機能を果たしている」また、「新型コロナウイルス感染症の影響により教育の実態把握の機会が減り、苦慮されているという現状」、また「総合教育会議を通じて町長と教育委員が本町の教育課題や目指すべき姿を共有し、効果的に教育行政が推進されている」などの意見をいただいております。

②点検・評価報告書については、「事業実施にあたり教育委員会会議等での意見を取り入れたなか実施されており、教育委員会会議及び教育委員会協議会での意見を取り入れて、点検、評価が実施されている」とされています。

学校教育の推進については、「認定こども園の整備に向けた協議が進められたほか、」「GIGAスクール構想や小学校の大規模改修、といったハード面での教育環境が整備されております。ソフト面では、教育支援専門員や特別支援教育支援員の配置、学習環境づくりや特色ある学校づくり交付金の活用」が行われており、今後さらなる充実が図られることを期待するといった意見をいただいております。

また、清里高校に対する支援については、真に生徒が学びたい教育内容の構築やそのための環境整備に対する支援が推進されることを期待するという意見をいただいております。

社会教育の推進については、世代ごと、分野ごとの学習機会の提供がされておりまして、今後も清里らしさ、清里ならではの教育メニューの構築、より実践的な学習の推進を期待するといった意見をいただいております。

芸術・文化活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により入場者数の制限がありましたが、青少年芸術劇場などの講演事業を通して優れた芸術文化の鑑賞機会の提供が行われているといった意見をいただいております。

また、図書館事業では、蔵書の充実や図書館だより等による住民への情報提供、司書の学校派遣が行われており、これからも『知の拠点』として、多くの町民に親しまれる信頼される図書館としての活動を続けて

欲しいといった意見をいただいております。

生涯スポーツについては、住民の健康づくりや疾病予防の観点から、年齢層に応じた各種教室が積極的に行われており、今後も年次的な施設の整備を行いながら、町民の健康づくりに寄与する事業展開を期待するとのご意見でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、例年どおりの事業実施が難しい中、斜里岳ロードレース大会は中止せざる得ない事業もありましたが、感染防止に十分配慮した事業が展開されていること、人との接触が制限され、引きこもりがちになっている生活の中で求められる事業、そしてICTを活用した新たな事業形態への対応、今後も、時代のニーズに即した事業の企画、実施を期待するとされております。

(4) 総合評価としましては、教育委員会会議等の運営は、当面する課題等について研鑽・協議が行われておりまして、今後も教育環境を取り巻くさらなる課題に対して、施策の推進に向け、十分な議論や審議を行い、教育現場である学校や社会施設への訪問、授業参観・視察活動の充実など、柔軟かつ積極的な教育行政の推進と教育委員会組織の活性化に期待するとともに、各施策の目的や目標の達成に向け、柔軟かつ積極的な教育行政の推進と教育委員会組織の活性化に向けた努力を期待するとの意見でございました。

施策の展開につきましては全体として適切であるが、教育制度や子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中での時代に対応した効果的な取り組みが重要であり、各施策の課題等については、事業の取り組みの充実、見直しを図るなど、施策の目的・目標の達成に向けて取り組んでいただきたいとのご意見をいただいております。

小・中・高の連携の中で、清里町における小中一貫教育推進やコミュニティスクール事業について、学校教育と社会教育の連携や融合が図られ、住民の自主的な活動、活躍の場を生み出すことができる効果的な教育への期待、新型コロナウイルス感染症が5類となり、通常的生活が戻ってきましたが、ここ数年の行動自粛、抑圧的なムードによりまして、団体活動の停滞や子どもへの影響は計り知れないものがあると推察され、児童生徒の保護者、地域住人、学校、学校教育機関の連携により、生涯学習の立て直しや正常化による学校教育と生涯学習の機会の確保、対応についてのご意見をいただいております。

39ページからは参考として、令和4年度清里町教育行政執行方針を添付しております。後ほどご参照いただければと思います。

なお、この点検評価報告書は、この後9月定例町議会に提出し、併せて、清里町のホームページに掲載し、町民に公表するものであります。

以上で議案第20号の提案理由の説明を終わります。

議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第20号 令和4年度清里町教育委員会点検・評価報告書について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

各委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第20号 令和4年度清里町教育委員会点検・評価報告書については、原案どおり決定されました。
議 長	日程第4 議案第21号 令和5年度「全国学力・学習状況調査」調査結果の取り扱いについて を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました議案第21号 令和5年度「全国学力・学習状況調査」調査結果の取り扱いについて、提案理由のご説明を致します。 次のページをご覧ください。</p> <p>令和5年4月18日実施の「全国学力・学習状況調査」の結果等について、下記のとおり取り扱うこととするものでございます。</p> <p>昨年と同様、学校間の過度な競争を避けること、さらには、地域の特殊性やプライバシー等に配慮する観点から、次のとおりと致します。</p> <p>1 町全体の状況の公表については、小学校並びに中学校の結果について、平均正答率の数値を除き公表することとする。</p> <p>なお、個人情報特定される恐れがあるときは公表しないこととする。</p> <p>2 公表の方法につきましては、町全体の状況をグラフ等により国・道・管内と比較・分析するとともに、平均正答率については、国・道・管内との比較を数値以外の文言で表現を致します。</p> <p>また、質問紙調査の結果や現在の学力向上の取組、今後の改善方策等を示します。</p> <p>3 「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載につきましては、北海道教育委員会が作成します令和5年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に清里町の結果資料を掲載することについて同意を致します。</p> <p>4 文部科学省が示すガイドラインに基づく個票データの貸与につきましては、文部科学省が策定しております「全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に係るガイドライン」に基づく個票データの貸与について同意を致します。</p> <p>ただし、貸与データの研究等の成果の公表に当たっては、特定の個人、学校又は設置管理者が第三者に識別される場合にあっては同意をしないとしてございます。</p> <p>以上、調査結果につきましては数字ではなく文言で表現されるとともに、北海道教育委員会が発行します北海道版結果報告書に清里町の結果を掲載することや、文部科学省のガイドラインに基づくデータの貸与について同意をするものでございます。</p> <p>なお、北海道版結果報告書への掲載は、今後、道教委と協議し、清里町としての掲載内容を決定した上で行われることとなります。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、町広報にも掲載し、町内に公表をいたします。</p> <p>以上で、議案第21号の提案理由の説明を終わります。</p>

議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第21号 令和5年度「全国学力・学習状況調査」調査結果の取り扱いについて を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第21号 令和5年度「全国学力・学習状況調査」調査結果の取り扱いについては、原案どおり決定されました。
議 長	本会議に付された案件は、以上で終了いたしました。 これで、本日の会議を閉会致します。